

始めてみませんか？ 地域の支え合いによる移動支援 ～支え合い交通の手引き～



作成 町田市都市づくり部交通事業推進課
2024年4月 第1版

「支え合い交通」とは？

「支え合い交通」とは、地域の町内会・自治会や社会福祉法人、NPO 法人等が協力してお買い物や通院等の外出を目的に車両を使った移動支援を行う取り組みです。

一般的に、コミュニティバスのような定時・定路線型のバス等を地域で運行しようとした場合、道路運送法上の登録・許可が必要です。この登録・許可を受けるためには、道路の通行箇所の幅員や転回余地、停留所の位置など様々な要件を満たさなければならないため、実際の運行に至るのは難しく、時間を要します。

しかし、「支え合い交通」のような輸送サービスを無償で行う場合、登録・許可は不要であるため、小規模な範囲でも、準備から運行開始まで比較的短期間で、柔軟な運行を行うことが可能です。



支え合い交通の主な特徴（メリット）

(1) 自家用車（白ナンバー）で運行ができる

通常、運賃や報酬を受け取り、自動車で人を輸送する場合、その自動車が道路運送法上の登録・許可を受ける必要があります、併せて運転手も「普通自動車第二種運転免許（営利目的で車を運転するための免許）」という免許を所有している必要があります。

「支え合い交通」として無償で地域の輸送サービスを行う場合、こうした登録・許可が不要であるため、事業所や個人が所有している車を、「普通自動車第一種運転免許（一般的な車を運転するための通常の免許証）」を持っているドライバーであれば誰でも運転することが可能です。

～「町田市地域支え合い型ドライバー養成研修」をご存じですか？～

「町田市地域支え合い型ドライバー養成研修」とは、福祉有償運送運転者・セダン等運転者の運転資格が取得できる国土交通大臣認定講習会です。

町田市高齢者支援課や町田市社会福祉協議会、そして全国で住民主体の移動サービスの立ち上げを支援する NPO 法人全国移動サービスネットワーク（全国移動ネット）や、福祉有償運送を行う NPO 法人 町田ハンディキャブ友の会が中心となり年に1回開催しています。

講習会では移動サービスの概論や法令理解、町田市の交通施策などの講義、実際に福祉車両を用いた運転実習や介助実習、実際に町田市で住民主体の移動を支援している地域の方々からお話を聞きながら、参加者が今後自分たちの暮らす地域でどのようにドライバーとして活動していくかを話し合うグループワーク等を行います。

講習会を受けることで、地域の移動手段を支える担い手の一員として活躍していただけることを目的としています。

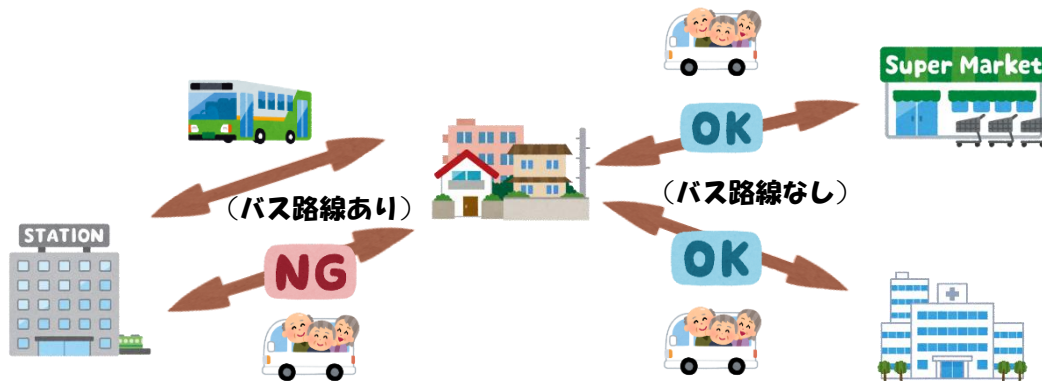


研修会の様子

(2) 区間や目的地の変更など柔軟な運用が可能

車両の停車場所・経路などを登録する必要がないため、柔軟に利用者ニーズに合わせた運行を行うことが可能です。また、バス車両よりも小さい車両を利用することで、バス車両では入り込めないような狭い路地でも通行することができます。

ただし、地域の最寄りの停留所から駅までの路線バスがあるにも関わらず同じ駅までの運行を行わないなど、既存の公共交通網と運行経路が重複しないよう配慮をする必要があります。

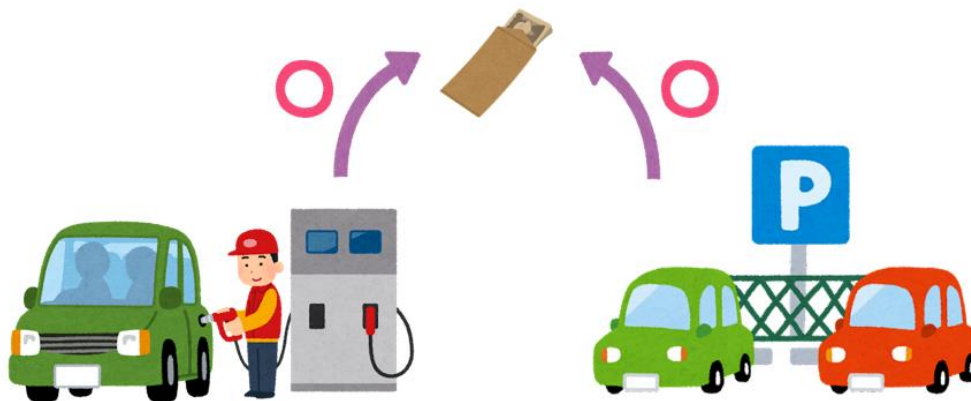


運行を継続していくために（注意点など）

(1) 道路運送法上、利用者から運行の対価（人件費等）を受け取ることはできない

許可を得ないまま金銭（運行の対価）の受領をして利用者を運搬することは、法令により禁止されています。ただし、一部実費（運送に要した燃料費、道路通行料、駐車料金）等については受領可能です（運行の対価に当たるかどうか不明な場合は、当市交通事業推進課までお問い合わせ下さい）。

また「好意に対する任意の謝礼」や、「流通性、換金性が低い財産的価値を有しない財物」の受け渡しも、法令に抵触しないため、受領することが可能です。



(2) 社会福祉法人や NPO 法人等に運行協力をお願いする場合、施設で使用していない時間帯しか運行できない

朝の比較的早い時間帯や夕方の時間帯など、事業者の本業のピークを迎える時間帯は運行できない可能性があります。



(3) 地域の要望を取りまとめ、運行内容等を検討するための地域協議会を結成する必要がある

「支え合い交通」は、住民の声や意見などを取りまとめ、福祉事業者等の運行についての協力を得ながら行う活動です。

地域で福祉事業者等と共同で活動を行っていけるような体制づくりが重要であり、地域の困りごとを「誰かにやってもらう」のではなく、「自分たちで手足を動かし解決していく」意識を持って主体的に取り組むことが求められます。



※道路運送法に関連する法令上の判断が必要な場合は、関係機関との連絡・調整や協議等を行います。

どのような場合に道路運送法上の制約がかかるのかは個別に判断が必要です。

お気軽に町田市交通事業推進課（042-724-4260）までお問い合わせ下さい。

「支え合い交通」に対する町田市のサポート

町田市では、「支え合い交通」の立ち上げや事業継続への支援を目的として、以下のようなサポートを行っています。

(1) 技術的なサポート

運行内容について運行経路や転回箇所、待合場所等が適切かどうか等、他地区での事例を踏まえたアドバイスや、国土交通省や警察などの関係官公庁との調整や申請の補助等のサポートを行っています。

7～10 ページで示す「支え合い交通導入までのステップ（例）」のどのステップにおいてもサポートしますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

(2) 財政的なサポート

活動を行っている団体に対し、補助金による運行経費へのサポートを行っています（上限は1年度当たり18万円（初年度は33万円））。

補助金の対象となるのは、消耗品や備品の購入費、チラシなどの印刷費等です。

主な補助対象項目

費 目	支 出 例
消耗品費	筆記用具、ファイリング用品（飲食料品は対象外）
備品購入費	停留所標識、マグネットステッカー
印刷費	チラシ作成、資料のコピー代
通信運搬費	予約受付に係る電話料金
使用料及び賃借料	会議室使用料
保険料	ボランティア保険料 （デイサービス等の事業用車両の自動車保険は対象外）
燃料費	輸送を行うのに直接要した車両のガソリン代など
その他、市長が特に必要と認める経費	上記に定めが無く、必要なものがある場合にはご相談ください。

※ 運行に関する人件費については、補助金の対象外となります。

（2024年4月1日現在）

支え合い交通導入までのステップ（例）

ここからは、具体的な支え合い交通の運行までの流れを説明していきます。
地域ごとに特性が異なるので、必ずしもこの通りに進めていく必要はありません。

支え合い交通導入までのステップ（例）

- ① 地域協議会の設立と運行協力者への協力依頼
- ② 地域特性の把握
- ③ 具体的な運行内容の検討
- ④ 運行事業者等と具体的な運行内容について打合せ
- ⑤ 関係者間での調整
- ⑥ 地域の方に対する周知
- ⑦ 実証実験
- ⑧ 本格運行

① 地域協議会の設立と運行協力者への協力依頼

まずは地域で移動支援が本当に必要なのか、また必要だとすればどのような移動支援が必要か、地域内で話し合う機会を設けてください。

話し合いをする中で、ある程度の方向性が見えてきたら、運行を協力してくれる事業者等（福祉事業所やNPO法人等）に移動支援の相談をします。

このような働きかけを行い、実際の運行に当たって市や運行事業者等と継続的に話し合いができる団体（地域協議会）を地域で設立する必要があります。

地域協議会は、地域の利用者と市や運行事業者等との架け橋となり、地域の要望（運行経路、乗降場所、運行日数、運行本数、頻度等）をまとめ、福祉事業者等にも配慮をしながら運行の継続性や在り方を市や福祉事業者等と共に考えてく団体です。



② 地域特性の把握（アンケート調査）

「支え合い交通」の必要性や運行内容を確認するには、地域でアンケート調査をすることが効果的です。アンケートをすることにより、具体的な地域の需要を把握することができます。

地域の課題を把握することで、「支え合い交通」によって解消可能なのか、別の角度から課題解決に取り組んでいく必要があるのか慎重に検討することが重要です。

【アンケート調査の項目例】

- 地域で生活をする上でどのようなことに不便を感じているか
- 移動支援を受けることによってやりたいこと（買い物、通院等）
- どこに行きたいか（具体的な商業施設や病院名等）
- どのような頻度で希望するか



③ 具体的な運行内容の検討（「支え合い交通」による移動支援が必要と判断した場合）

移動支援の需要について把握ができれば、実際にどのような内容（利用対象者、車種、運行頻度、停留場所、ルート、行き先等）で移動支援を行っていくか検討を行います。

運行の継続には無理のない内容で運行を行う必要があります、検討の際は運行をする事業者等にとって負担の少ない方法を考えます。

【検討のポイント☑】

☑ 利用対象者はどうするか

車両の定員の兼ね合いから、利用希望者が全員乗車できれば問題はありませんが、乗車できない人がいる場合、工夫が必要です。

（例：登録制にして事前連絡を入れた人のみ対象にする、毎週メンバーを決めておいてその通りに利用してもらう、等）。

☑ 停留場所をどこにするか

停留所を設置する際は、トラブル防止のため地先の家の方の承諾が必要です。

☑ 運行及び停車する際の、交差点からの距離や駐車場の場所（向かいも注意）や対向車の見通しが十分かどうか

運行に当たっては、停車場所や通行経路上の安全が確保されていることが大切です。狭くて車のすれ違いがしづらい箇所を通るような場合も注意が必要です。

また、民家の車庫のすぐ目の前や見通しの悪い交差点など、死角が生まれやすい場所に停車することはないように注意しましょう。



④ 運行事業者等と具体的な運行内容についての打ち合わせ

週何日、どのくらいの時間に、どのような車両を使って運行するか打合せます。利用者が目的を果たすことができ、安全に利用できるかよく検証しましょう。

万が一事故や利用者の怪我等が発生した際の保険についてはどうするか（車両の保険で対応できるか。）など、様々なケースを想定しておく、緊急の際落ち着いて対応ができます。

⑤ 関係者間での調整

企画がある程度固まった段階で、必要に応じて市が各関係者間（各種バス・タクシー事業者、国土交通省等の官公庁、交通管理者（警察署））の調整をいたします。

★公共交通事業者と調整をしなければならない理由（調整の必要性）

既存の公共交通と実質的に競合する支え合い交通の導入により、例えば、並走するバス路線の減便や廃止が余儀なくされ、かえって地域の利用者の利便性を損なう状態になる可能性があります。

このため、新たな交通を導入する際は、より良い地域の交通ネットワーク形成に向けて、既存の公共交通との競合に十分注意したルートを設定し、それぞれの役割分担を明確にすることが大切です。

⑥ 地域の方に対する周知

利用対象となる住民に対し、サービスを利用してもらえるよう周知を行います。

⑦ 実証実験

実証実験をすることで、様々な改善点が見えてきます。また、利用者アンケートを実施すると効率的な運行をする際の検討材料となります。

運行の際は以下のことを確認してください。

(例)

- ・ 走行、停車に必要な幅員を確保できるか
- ・ 歩行者、停車車両とのすれ違いが安全か
- ・ 急こう配がある箇所（降雪時に安全性が確保できるか否か）
- ・ 便数別、乗車場所別の利用人数（乗り残しの人数の把握）
- ・ 利用者特性（利用目的、高齢者の割合）
- ・ 所要時間やダイヤ通りに運行できるか、渋滞状況はどうか

⑧ 本格運行

運行事業者との連絡や、運行状況の確認、トラブル発生時の連絡体制の確認を定期的に行ってください。

この手引きについてのご質問は、町田市都市づくり部交通事業推進課までお気軽にお問合せください。



町田市都市づくり部交通事業推進課
町田市森野 2-2-22
電話：042-724-4260
2024 年 4 月発行